

議案第57号

令和4年度清水町水道事業会計補正予算（第1号）の設定について

地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年6月8日提出

清水町長 阿部 一 男

令和4年度 清水町水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度清水町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 水道事業費用	257,300 千円	△ 2,085 千円	255,215 千円
第1項 営業費用	243,308 千円	△ 2,085 千円	241,223 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1)職員給与費	22,506 千円	△ 2,085 千円	20,421 千円

令和4年6月8日提出

清水町長 阿 部 一 男

令和4年度 清水町水道事業 補正予算実施計画 (第1号)
 収益的収入及び支出

収 入 補正なし

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業費用			257,300	△ 2,085	255,215
	1. 営業費用		243,308	△ 2,085	241,223
		3. 総係費		46,758	△ 2,085

令和4年度清水町水道事業会計補正予算説明書（第1号）
収益的收入及び支出

収益的收入 補正なし

収益的支出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	決 定 額	補 正 額	計	節		説 明	
							区 分	金 額		
1. 水道事業費用			257,300		△ 2,085	255,215				
	1. 営業費用		243,308		△ 2,085	241,223				
		3. 総係費		46,758		△ 2,085	44,673	1. 給料	△ 820	職員給料（3人） △ 820
								2. 手当	△ 643	職員手当 △ 643
						3. 法定福利費	△ 622	職員共済費 △ 622		

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後		3		9,787	5,959	15,746	4,675	20,421	
補 正 前		3		10,607	6,602	17,209	5,297	22,506	
比 較		0		-820	-643	-1,463	-622	-2,085	

手当の 内 訳	区 分	期末勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	補 正 後	3,914	337	438	0	870	400	0
	補 正 前	4,313	337	456	370	726	400	0
	比 較	-399	0	-18	-370	144	0	0

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	-820	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	-820	職員の異動	
手 当	-643	制度改正に伴う増減分	-126	期末手当の改正	
		その他の増減分	-517	職員の異動	